伊水給第５６７号
令和８年１１月１８日

公示送達書

伊丹市上下水道事業管理者　　大西　俊己

書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、地方自治法第２３１条の３第４項の地方税の例により、その送達に代えて下記のとおり公示送達をします。

送達すべき書類は伊丹市上下水道局において保管し、いつでも送達をうけるべき者に交付するので担当課まで申し出てください。

なお、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

記

１　送達すべき書類の科目・名称
下水道使用料・督促状
年度・期別については、下記「公示送達者一覧」のとおり

２　送達を受けるべき者の氏名及び名称
公示送達者一覧

番号	氏　名	書 類 名
1	松原　透真	督促状(R8-3)
2	松尾　重信	督促状(R8-3)

３　担当課
上下水道局経営企画室給排水課

以　上